国東市産業振興条例（設備投資に対する課税免除等）　必要書類について

《必要書類》

	提出書類	留意事項
1	適用工場等指定申請書（様式第１号）	
	固定資産明細書（様式第１号付表１）	資産番号は通番を附記してください。
	指定申請工場等建設計画書（様式第１号付表２）	
	（１）事業種目	
	（２）建設計画	時系列に沿って、製品ライン毎の整備計画
	（３）資金計画	自己資金、借入金等
	（４）生産計画	月毎又は年毎の生産量、生産額
	（５）原材料取得計画	月毎又は年毎の取得量、取得金額、取得先
	（６）見取図・配置図	工場用地全体の見取図、周辺地図、工場内の設備の配置図 （別添にしても可） 固定資産の配置がわかるもの（付表１の番号を記載）
	（７）電力、工業用水及び輸送計画	電力：買電・自家発電の別、毎月の使用量 工業用水：上水道、地下水の別、毎月の使用量 輸送計画：原料、製品の輸送計画（陸送、納入先など）
	（８）その他参考となる事項	パンフレット（会社概要）、定款等を提出
2	当期確定申告書の写し	青色申告の別表1で税務署の受付印があるもの。 電子申請の場合は受付メールの打ち出しも提出してください。
3	減価償却資産の償却額の計算に関する明細書	法人税法施行規則　別表１６（１）又は（２）
4	特別償却の付表 *（特別償却の適用を受けている場合）*	国税庁通達様式　付表１８
5	特別償却を適用しない理由書 *（特別償却の適用を受けていない場合）*	任意様式
6	固定資産台帳・固定資産減価償却内訳表	様式第1号付表１の資産番号を附記してください。
7	生産フロー図	材料の搬入から生産の完成までの流れが分かるもの。 設備配置の図面に矢印等を記入していただく程度で構いません。
8	建物建設計画の工程表	
9	取得年月日と供用開始年月日の事業年度が異なる場合は、その理由が分かる事業計画書(生産設備の年次別建設計画及びその実績を明らかにする書類)	
10	建築工事契約書・請求書・支払証明（領収書等）の写し	*（土地の固定資産税、不動産取得税の減免を希望する場合）* *（※書類10は建物分を添付）*
11	土地の売買契約書	
12	産業振興機械等の取得等に係る確認書の写し	*（過疎法、半島振興法を利用する場合）*
13	その他	必要に応じてその他確認書類の提出を求める場合があります。

《提出にあたって》

【提出期限】事業年度終了の日（決算）から２ヶ月を経過する日までに提出してください。
（※確定申告の延長を行う場合は、その延長された期間を経過する日まで）

【提出部数】大分県知事宛　４部（正本１部、副本３部）
国東市長宛　２部（正本１部　副本１部）

【提出先】

大分県東部振興局　地域創生部　〒８７３－０５０４　国東市国東町安国寺７８６－１
国東市役所　観光・地域産業創造課　産業創出係　〒８７３－０５０３　国東市国東町鶴川１４９

【提出後の流れ】

（１）提出書類の審査
（２）県及び市の担当部署による合同現地確認調査
　〇当日の大まかな流れ
　　・申請者から本事業計画に関する概要説明
　　・建物、機械装置等の現物確認
　　・質疑応答
　※建物や機械装置について説明ができる担当者の同席、会議室の準備等をお願いします。
（３）現地確認調査を受けての提出書類の修正等
（４）適用工場等指定通知の発出（又は不指定の連絡）